【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月29日 【会社名】 川崎地質株式会社

【英訳名】 Kawasaki Geological Engineering Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】代表取締役社長坂上 敏彦【本店の所在の場所】東京都港区三田二丁目11番15号

【電話番号】 03-5445-2071(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 経営管理本部長 五藤 幸晴

【最寄りの連絡場所】東京都港区三田二丁目11番15号【電話番号】03-5445-2071 (代表)

【縦覧に供する場所】 川崎地質株式会社西日本支社

(大阪府大阪市淀川区宮原四丁目4番50号)

川崎地質株式会社中部支社

(愛知県名古屋市名東区高社一丁目266番)

川崎地質株式会社北関東支店

(埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目44番1号)

川崎地質株式会社横浜支店

(神奈川県横浜市中区真砂町四丁目43番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年2月26日開催の当社第65期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

- (1) 当該株主総会が開催された年月日 平成28年2月26日
- (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産種類

全銭

配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円

配当総額21,450,650円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年 2 月29日

第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、新たに監査等委員会設置会社制度が創設されたことに伴い、監査等委員会設置会社へ移行するため、定款に所要の変更を行う。

取締役の責任免除に関する規定および責任限定契約を締結できる旨の規定を新設する。

公告方法について、電子公告への変更を行う。

取締役会議事録について、明文化する。

常勤の監査等委員を選定できる旨規定する。

責任免除に関する規定を新設することに伴い、附則を規定する。

その他上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として内藤正、坂上敏彦、五藤幸晴、久保田隆二、太田 史朗、中山健二、山本高司、宮本高行の8名を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として相山外代司、今井實、小代順治の3名を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として蓮沼辰夫を選任する。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額を年額180,000千円以内とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額38,400千円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	3,405	7	0	(注)1	可決 (93.96%)
第2号議案	3,410	2	0	(注)2	可決 (94.09%)
第3号議案	3,410	2	0	(注)3	可決 (94.09%)
第4号議案	3,411	1	0	(注)3	可決 (94.12%)
第5号議案	3,412	0	0	(注)3	可決 (94.15%)
第6号議案	3,410	2	0	(注)1	可決 (94.09%)
第7号議案	3,410	2	0	(注)1	可決 (94.09%)

- (注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。
 - (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

委任状の提出による代理行使分を含む当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上